

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年8月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800006 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800029 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年7月10日の標準賞与額を6万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 10 日

A事業所から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された支給控除項目一覧表、同事業所の回答及び年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、平成27年7月10日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中（平成27年4月7日から平成28年2月8日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年3月6日に提出したことから、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間

に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、同法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表等において確認できる賞与支給額から 6 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800008 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800031 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 27 年 7 月 10 日は 20 万円、同年 12 月 10 日は 4 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 10 日
② 平成 27 年 12 月 10 日

A 事業所から請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された支給控除項目一覧表、同事業所の回答及び年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日に同事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 及び同法同条の 2 の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中（平成 27 年 6 月 16 日から平成 27 年 9 月 21 日まで）及び育児休業期間中（平成 27 年 9 月 22 日から平成 28 年 7 月 26 日まで）に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、事業主が上記賞与支払届を年金事務所に対し、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 3 月 6 日に提出したことから、オンライン記録によると、当該期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から産前産後休業期間又は育児休業期間中に係る厚生年金保

保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 及び同法同条の 2 の規定により、産前産後休業又は育児休業を開始した日の属する月からその産前産後休業又は育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、同法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表等において確認できる賞与支給額から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 4 万 2,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800009 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800032 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における標準賞与額を平成 27 年 7 月 10 日は 58 万円、同年 12 月 10 日は 67 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月 10 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 10 日
② 平成 27 年 12 月 10 日

A 事業所から請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 事業所が、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、A 事業所から提出された請求者に係る支給控除項目一覧表及び年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求期間①の標準賞与額については 58 万円、請求期間②の

標準賞与額については67万1,000円に訂正することが必要である。

また、A事業所は、「請求者は、請求期間当時、当事業所の経理及び社会保険事務の担当者であった。また、請求期間については、賞与支払届の提出を失念したことによるものである。」旨を回答している上、日本年金機構は、A事業所における保険料の滞納の事実はない旨を回答していることから、同事業所が意図的に届出を行わなかった事情は見当たらず、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年3月6日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800004 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800033 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 9 月 1 日から同年 9 月 11 日に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日まで

私は、昭和 53 年 4 月に B 社に入社し、昭和 54 年 9 月 11 日に関連会社の A 社に出向となり、昭和 55 年 9 月 11 日に出向が解除され出向元の B 社に戻ったが、請求期間の記録は A 社の被保険者記録になっていないので、調査の上、同社の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金の加入記録、C 社から交付された在職期間証明書並びに同社及び同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A 社及び B 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、請求者と同時期に A 社から B 社に異動した同僚が所持する辞令により、昭和 55 年 9 月 11 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 55 年 7 月の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥

当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、厚生年金基金の加入記録における喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和 55 年 9 月 1 日となっており、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日も同日とするところ、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 8 月 31 日を資格喪失年月日として被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 55 年 8 月に係る納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800005 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800034 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 9 月 1 日から同年 9 月 11 日に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 11 日まで

私は、昭和 53 年 4 月に B 社に入社し、昭和 54 年 9 月 11 日に関連会社の A 社に出向となり、昭和 55 年 9 月 11 日に出向が解除され出向元の B 社に戻ったが、請求期間の記録は A 社の被保険者記録になっていないので、調査の上、同社の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金の加入記録、C 社から交付された在職期間証明書並びに同社及び同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A 社及び B 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、請求者と同時期に A 社から B 社に異動した同僚が所持する辞令により、昭和 55 年 9 月 11 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 55 年 7 月の記録から、8 万 6,000 円とすることが妥

当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しているが、厚生年金基金の加入記録における喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和 55 年 9 月 1 日となっており、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日も同日とするところ、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 8 月 31 日を資格喪失年月日として被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 55 年 8 月に係る納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800007 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 7 月 10 日

A 事業所から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 事業所が、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、A 事業所から提出された請求者に係る支給控除項目一覧表によると、請求期間において、請求者は、同事業所から 5,000 円の賞与を支給されているものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800066 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800035 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 10 月 10 日から昭和 44 年 1 月 22 日まで

私は、請求期間において、A 社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、請求者は、請求期間のうち昭和 43 年 1 月 4 日から同年 12 月 27 日まで、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、破産手続を終了している上、請求期間当時の事業主も死亡していることから、同社に係る登記事項証明書により、請求期間後に就任したことが確認できる元事業主に照会したが、「会社も無くなっており、当時の資料なども全く残っていない。」と回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会しても、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800067 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800036 号

第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：大正 15 年生
住所：

2 被保険者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正 15 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 18 年 11 月 29 日から昭和 22 年 8 月 30 日まで

私の夫は生前、請求期間に A 社が所有する船舶に乗船し、海外に注射器及び薬品を運び、帰りにはバター及び砂糖を乗せ帰ってきたと言っていた。

私が所持する夫の写真からも、請求期間当時、夫が船員であったことがうかがわれ、夫は家族に仕送りを行うため、間を空けることなく就労していたのに、船員保険の記録が無いので、調査の上、夫の請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「夫は生前、請求期間に A 社が所有する船舶に乗船していたと言っていた。」と主張しているが、A 社は、「請求期間当時の人事データ及び年金記録等を確認したが、訂正請求記録の対象者に係る資料は無く、訂正請求記録の対象者が当社の所有する船舶に乗船していたかは不明である。」と回答しており、訂正請求記録の対象者が、請求期間に同社の所有する船舶に乗船していた事実を確認することができない。

また、請求者は、「夫の弟が同じ船舶と一緒に乗船していた。」と陳述しているところ、訂正請求記録の対象者の弟は既に死亡しており、オンライン記録による氏名検索及び紙台帳検索を行っても、同者に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に乗船していた船舶名及び職

種については不明としている上、請求期間当時、訂正請求記録の対象者が船員であったことがうかがわれるとして写真を提出しているが、当該写真から、乗船していた船舶及び期間を特定することはできず、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することもできない。

このほか、請求者は、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び訂正請求記録の対象者の船員手帳を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により訂正請求記録の対象者の請求期間に対応した船員保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る船員保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われたことの実を確認又は推認することができず、また、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。